

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>教育庁 教育振興室 支援教育課</p>	<p>雇用創出基金事業地域人づくり事業（雇用拡大プロセス）「支援学校卒業生職場定着支援者育成事業」業務について、契約書で定める月次業務報告書を一度も入手していなかった。</p>	<p>今後は契約書の条項に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【雇用創出基金事業地域人づくり事業（雇用拡大プロセス）「支援学校卒業生職場定着支援者育成事業」業務契約書】</b> （業務状況及び雇用労働者数の報告） 第23条 受注者は、毎月の業務が完了したときは、遅滞なく、月次業務報告書を発注者に提出しなければならない。</p> </div>	<p>監査結果を踏まえ、再発防止のため、課内関係者に監査結果と併せて会計事務ポータルサイトにある「委託契約締結事務のポイント」「支出事務のポイント」などをもとに契約事務・支出事務の手続を確認するようメールで周知を行った。</p> <p>今後、契約締結に当たっては、契約書条項の内容を起案者、決裁関与者それぞれが確認し、再発防止に努める。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年6月16日から同年7月14日まで）